

長野県国民健康保険運営方針の改定時期について

1 概要

国民健康保険運営方針（以下、「運営方針」）については、国民健康保険法や都道府県国民健康保険運営方針策定要領により、県・市町村連携会議での議論、市町村への意見聴取、国民健康保険運営協議会での審議、諮問・答申を経て、都道府県知事が改定（策定）を行うものとされている。一方、改定時期は、地域の実情や内容に応じ、都道府県と市町村との議論の中で判断すればよい（必ずしも直ちに改定内容を反映しなくともよい）とされている。

【令和 7 年 8 月 15 日付厚労省事務連絡】都道府県国民健康保険運営方針の改定等について
都道府県が、市町村等との議論を行った上で、令和 7 年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要ないと判断する場合は、令和 8 年度に行う中間見直し等において改定を行うこととしても差し支えございません。（一部抜粋）

2 運営方針対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

※ 令和 8 年度中に中間見直しを行う予定

3 運営方針に反映を想定している内容

項目	内容	運営方針	国策定要領案	周知方法
標準的な保険料算定方式	令和 8 年度から徴収される子ども・子育て支援納付金の賦課方式を追記	17 P	22 P	◎県 HP ○令和 8 年度納付金算定結果通知
高額医療費の共同負担	納付金算定におけるレセプト基準額を 80 万→90 万へ変更	22 P	—	
医療費指数の反映	二次医療圏未統一 3 圏域（長野・松本・上小）の医療費指数についての考え方を更新	22 P	—	
資格確認書の様式等の標準化	令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証が新たに発行されなくなったことを追記	49 P	37 P	◎県 HP ◎国保ガイド等

※ ◎は被保険者あて、○は市町村あて

4 改定時期の方向性

3 に示す内容（今後新たに出てきた同程度の内容を含む）については、以下の理由により、令和 8 年度の中間見直しにおいて、運営方針に反映することとする。

- (1) 反映予定の内容を県 HP や通知等で周知できること
- (2) 市町村を含め、関係者に過度な負担とならないよう考慮し、厚労省事務連絡においても市町村等との議論を行った上で判断して差し支えないと示されていること
- (3) 県・市町村国保運営連携会議幹事会で市町村から同意を得ていること